

D・ルイスにおけるコンヴェンションは規範であるのか？：「reasonable」の観点から

宮内, 孝啓
九州大学大学院：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/7159235>

出版情報：哲学論文集. 59, pp.23-43, 2023-09-30. The Kyushu-daigaku Tetsugakukai
バージョン：
権利関係：



D・ルイスにおけるコンヴェンションは規範であるのか？^①

——「reasonable」の観点から——

宮内 孝啓

はじめに

デイヴィッド・ルイスの最初の著作である『コンヴェンション：哲学的研究』(Lewis, *Convention: A Philosophical Study*, 1969)において定式化されたコンヴェンション (convention)⁽²⁾は、再起的で相互依存的な意思決定の状況における行動の規則性として定義される。この定義により、ルイスのコンヴェンションは規範性を持たないものとして一般に理解される。事実、ルイス自身もコンヴェンションの定義に規範的用語が含まれていないことから、コンヴェンションは規範ではないと述べている。しかし、コンヴェンションは規範ではないとしながらも、他方でコンヴェンションは規範の一種であるかもしれないとルイスは述べてもいる。一見したところ、コンヴェンションは規範ではないという主張と両立しているある条件される。このコンヴェンションは規範の一種であるかもしれないという主張は、コンヴェンションが成立しているある条件のもとで、コンヴェンションに同調すべき「推定上の理由 (presumptive reasons)」が存在することから導かれる。しかし、そ

の論拠が十分に示されているとは言い難く、様々な論者による議論の対象となってきたのである。

本稿の目的は、ルイスがコンヴェンションは規範の一つの種であると主張する根拠を、極めて限定された範囲において検討することである。具体的には、ルイスの議論に現れる「リーズナブルな (reasonably) 期待」と呼ばれるものの「reasonable」および「reasonably」に関する社会学者の盛山和夫とイギリスの経済学者ロバート・サグデンの解釈を扱う。

本稿の構成は以下の通りである。第1節はルイスのコンヴェンションの定義を概観し、先行研究を整理することで問いの所在を示す。第2節では盛山和夫によるルイスへの批判を取り上げる。正確には、盛山が批判を行うにあたり、ルイスの議論を解釈し再構成している部分を論じる。盛山の解釈によれば、ルイスは暗黙のうちに「リーズナブルな」に規範的な意味を読み込むことでコンヴェンションの規範性を導いている、ということになる。しかし、管見によれば、そうした再構成は十分ではないという結論が導かれる。第3節ではサグデンによる「リーズナブルな期待」の解釈を取り上げる。サグデンは、ルイスの議論において他者が相手に期待を持つとき、それが「リーズナブル」であると言えるのはなぜかを問題にしている。サグデンは二通りの解釈が可能であるとする。第一に、ある行為者がコンヴェンションに同調する十分な理由を有している場合に、他者の期待はリーズナブルであるとする解釈である。第二に、相手がコンヴェンションに同調するのを繰り返し観察する経験を通じて、相手への期待はリーズナブルであるとする解釈である。サグデンは第一の解釈では同語反復になってしまうためにこれを退け、第二の解釈を採るのである。

1. ルイスのコンヴェンションとその規範性

ルイスの『コンヴェンション』は、主にヒュームに淵源をもつ「慣習」の概念をゲーム理論の道具立てを用いて分析したものととして知られる。本書はすでに言語哲学や社会科学の哲学、社会科学における古典の地位を獲得している。近年では制

D. ルイスにおけるコンヴェンションは規範であるのか？

度論における制度はゲームの均衡であるとする立場から『コンヴェンション』を再評価する動きがある。^④ こうした背景には、言語や生物におけるコンヴェンションや社会存在論を論じる哲学者だけでなく、制度、慣習、規範といったトピックスを論じる経済学者や社会学者たちの貢献も大きい。ゆえに、本稿において、社会学者および経済学者の見解を吟味することは突飛なことではないのである。

ルイスによるコンヴェンションの定義は冒頭で述べた通りである。敷衍すると、再起的とは何度も繰り返されるということであり、相互依存的な意思決定の状況とは、自らの行為選択が相手の行為選択に依存するような状況のことである。例えば、チェスや将棋といったゲームにおいて、私の指す手は相手が何を指すかという期待に依存するような状況である。このように相手がどのような行為を選択するかによって、自らの行為の選択が決まってくる状況のことを相互依存的な意思決定の状況という。ゲーム理論においてはゲーム的状況ともいわれる。

ルイスが定式化したコンヴェンションは我々の日常生活においてしばしば観察される。道路の右側あるいは左側のどちらを走行するかに関する交通規則が例として挙げられる。日本の道路では、左側を走行するというコンヴェンションが成立しているが、ルイスの定義に即して解釈するならば次のようになるだろう。私以外の他のドライバー全員が左側を走行している状況では、彼らは私が左側を走行することを期待し、私も彼らが左側を走行することを期待する。このように相互に期待し合うことを相互期待 (mutual expectations) と呼ぶ。そして、私は左側を走行することを選択し、私以外のドライバーも左側を走行することを選択する。こうした状況が繰り返されることで、左側を走行するというコンヴェンションが成立するのである。仮に自分以外のすべての人が右側を走行しているのなら、私も右側を走行し、それが行動の規則性として定着すると、右側を走行するというコンヴェンションが生じることになる。

このようにルイスのコンヴェンションは恣意性をもつのである。ここで言われている恣意性とは、左側通行でも右側通行でもあり得たという意味である。実際に、日本やイギリスなどでは道路の左側を走行するというコンヴェンションが成立し

ているのに対し、アメリカや韓国などでは道路の右側を走行するコンヴェンションが成立している。そして、ルイスは最終的にコンヴェンションを以下のように定義する。

集団 P のメンバーたちが再起的な状況 S における主体であるとき、彼らの行動における規則性 R がコンヴェンションであるのは、 P のメンバー間で S のほとんどの事例において、以下のことが真であり、かつ P における共通知識 (common knowledge) であるとき、かつそのときにかぎる。

- (1) ほとんど全員が R に同調する。
- (2) ほとんど全員が他のほとんど全員が R に同調することを期待する。
- (3) ほとんど全員が、行為のすべての可能な組み合わせに関して、近似的に同じ選択を持っている。
- (4) ほとんど全員が、ほとんど全員が R に同調するという条件のもとで、一人でも多くの人が R に同調することを
選択する。

- (5) ほとんど全員が、ほとんど全員が R' に同調するという条件のもとで、一人でも多くの人が R' に同調することを
選択するだろう。

ここで、 R' は S における P のメンバーたちの行動における、ある可能的な規則性であり、 P のメンバー間の S のほとんどいかなる事例においても、ほとんど誰も R' と R の両方に同調することができないようなものである (Lewis 1969, p. 78)。

行動の規則性 R がコンヴェンションであるためには、集団 P のメンバーのほとんどがこの R に同調すること、他のメンバーも同じ R に同調するだろうと期待すること、メンバーのほとんどが同様の選択をもっていることが必要とされる。選択

D. ルイスにおけるコンヴェンションは規範であるのか？

(preference) とは、メンバーの好みを表現していると考えてもらって差し支えない。また、行動の規則性 R と R' は、以下で説明するコーディネーション・ゲームの均衡になっており、それらのいずれかがプレーされることで実現するのである。

共通知識とは、『コンヴェンション』において初めて提出された概念であり、いまではゲーム理論のある種の前提となっている概念である。共通知識の定義に関して、ルイスの「諸言語と言語」(“Languages and Language”, 1975) における簡略化されたヴァージョンを示すことにする。共通知識とは、「それらのことを全員が知っており、それらのことを全員が知っているということ、全員が知っている等々」(Lewis 1975, p. 6) のことである。別の仕方で記述すれば「ある集団 G においてしかじかのことが共通知識であるのは、 G の全員がしかじかのことを知っており、 G の全員が、 G の全員がしかじかのことを知っていることを知っている、と、際限なく、続くとき、(*ad infinitum*)、かつそのときにかざられる」(Gilbert 1996, p. 66) となる。

次に通話ゲームの例を使って定義を解説する。通話ゲームとは、ゲーム理論におけるコーディネーション・ゲーム (coordination game) に属するゲームである。コーディネーション・ゲームとは、プレーヤー同士が行動をコーディネート (調整) することに共通の利益を見出しており、2 つ以上の均衡が存在し、そのいずれかを達成しようとするゲームのことである。⁶⁾

私とあなたが電話をしているときに突然通話が切れてしまったとしよう。通話を再開するには、一方が掛け直し他方が待つ必要がある。なぜなら2人とも掛け直したり、2人とも相手からの電話を待っているのは通話を再開したりすることはできないからだ。通話を再開させる行為選択の組は、(私が掛け直し、あなたが待つ)、(あなたが掛け直し、私は待つ) の2通りである。しかし、そのどちらが成立するかは自明ではない。仮に「最初に電話を掛けた方が掛け直す」という行動の規則性 R が、私とあなたの間に生じていたとしよう。そうすると、私もあなたも相手が R に同調することを期待するだろう。というのも、 R に同調することで通話を再開できるからである。通話ゲームのような状況において、 R のような行動の規則性が生じていることがルイスのいうコンヴェンションなのである。そして、仮に行動の規則性 R' を「最初に電話を掛けた方が

待つ」とすると、*R*と*R'*は両立し得ないものである。なぜなら「最初に電話を掛けた方が掛け直す」と「最初に電話を掛けた方が待つ」ことは両立しないからである。このことが定義にある「ほとんど誰も*R'*と*R*の両方に同調することができない」ということの意味である。

上記で示したコンヴェンションの定義に規範的用語が含まれていないことは先に述べた通りである。事実、「私が与えたコンヴェンションの定義には、『する義務がある (ought)』、『すべき (should)』、『善い (good)』やその他の規範的用語が含まれていなかった」(Lewis 1969, p. 97) と、彼は述べている。またいかなる同等な定義においても、規範的用語が生じるのを期待する理由を我々が持たないことから、ルイスは、コンヴェンションそれ自体は規範的用語ではないと結論づけている (Lewis 1969, p. 97)。

しかし、コンヴェンションは規範的用語ではないと結論づけたにも関わらず、直後に「コンヴェンションは規範の一つの種類であるかもしれない。人は同調すべきだと、我々が信じるような規則性である (conventions may be a species of norms: regularities to which we believe one ought to conform)」(Lewis 1969, p. 97) と付け加えている。一体なぜだろうか。本格的な検討を行う前に、我々はルイスの議論を最後まで辿ることにしたい。議論の全体を踏まえた上で、ルイスのコンヴェンションとその規範性を論じた論者の見解を整理する。最後に、本稿で論ずる盛山とサグデンの議論をそれらに位置づけることにしたい。

以下では、コンヴェンションは規範であるとするルイスが主張する際に問題となる条件 (6) と (7) とそれらを補足する部分のテキストに範囲を限定して考察を行う。その前に、これら条件に先行する (1) – (5) の条件について触れておきたい。それは次の通りである。

R は状況 *S* における行動に関する、集団 *P* におけるコンヴェンションだとしよう。そして、私は状況 *S* における集

団 P のメンバーだと仮定する。そのときこの仮定は、 R 、 P 、 S が何であるかに関係なく、コンヴェンションの定義から、以下のことを蓋然的なものにする。

(1) 私と共に状況 S に関与する P の他のメンバーのほとんどは、 R に同調するだろう。

(2) 私と共に S に関与する P のほかのメンバーのほとんどが R に同調するならば、私は自らも同調することを選択する

(3) 私と共に S に関与する P のほかのメンバーのほとんどは、理由を持つて、私が同調することを期待する。

(4) 私と共に S に関与する P のほかのメンバーのほとんどは、彼らのほとんどが同調するならば、私も同調することを選択する。

(5) 私は (1) – (4) が成立していることを信じる理由を持つ (Lewis 1969, p. 97)。

ここでルイスが「蓋然的」と述べているのは、ルイスがコンヴェンションの最終的な定義を行う際に、それまでの定義に使用されていた「すべて」(全称量化子)を「ほとんどの」に弱めたためである。そして、この議論において「蓋然性」という言葉はそれほど重要ではない。⁷ また、これらの条件はコンヴェンションの定義になっていることにも注意しよう。 R は、状況 S における行動に関する集団 P におけるコンヴェンションである。これが成立している場合に次のことが成り立つ。

(6) 私は、自ら同調することは自分自身の選好に合致するものである、と信じる理由を持つ。

(7) 状況 S において自らが関係している P の他のメンバーの大部分の選好に私が合致すること、そして、彼らは私が同調することを期待する理由を持つことを、信じる理由を私は持つ。

(6)と(7)は、それらが真であるときに、なぜ私が同調すべき(ought to)なのかの推定上の理由となる。というのは、他の条件が等しい限り、人は自分自身の選好に合致することをすべきだと、我々は推定するからである。そして、他の条件が等しい限り、我々は、人は他の人たちの選好に合致することをすべきであると推定するからである。その人がそうするだろうと、他の人たちがリーズナブルな仕方で期待する(reasonably expect)かもしれないときには、とりわけそうである(Lewis 1969, p. 98)。

コンヴェンションが規範となるのは、条件(6)と(7)が真であるとき、それらは私が同調すべき推定上の理由となるからであると、ルイスは述べる。その二つの推定上の理由とは、①自分自身の選好に合致することをすべきである、②他の人たちの選好に合致することを行うべきであり、彼らがリーズナブルな仕方で期待するときには同調すべきである、と整理することができる。

このルイスの議論はどのように理解されてきたのだろうか。⁽⁸⁾ 哲学者であり実験経済学者でもあるフランチェスコ・グアラによれば、コンヴェンションの規範的な力は二つの外在的な(external)源泉によるものであるという。第一に、道具的合理性の「べき」である。第二に、他の条件が同じであるなら、他人に損害を与えてはならないという規範の「べき」である。つまり、コンヴェンションの規範性(normativity)を根拠づけているのは、コンヴェンションに同調することが個々の人々にとって合理的であり、道徳原理や社会規範とは独立に、他者によってコンヴェンションからの逸脱が妨げられていることである(Guala 2013, p. 3111)。コンヴェンションに同調することは、自らの選好と他者の選好に合致する行為を選択するということである。そうしなければ、協調が達成できずコンヴェンションが成り立たない。コンヴェンションが成立しなければ、個々人の望む利得を得ることはできない。よって、個々の利得を最大にするためには、コンヴェンションに同調する行為を選択すべきなのである。また、第二の源泉に関して補足しておくと、コンヴェンションへの同調に失敗した場合、他者の否

D. ルイスにおけるコンヴェンションは規範であるのか？

定的な反応が生じるとルイスが述べていることが念頭にあると思われる (Lewis 1969, p. 99)。

また、ルイスの代表的な批判者であり社会存在論の確立に貢献した哲学者のマーガレット・ギルバートは、自身が提示する社会的慣習 (social convention) の概念と対照し、ルイスのコンヴェンションは規範的本性を表現できていないと批判している。ギルバートによれば社会的慣習は、ルイスのように個人の相互作用によって生じるようなものではなく、合意に類するもの (quasi agreement) を基礎に生じる。ルイスのコンヴェンションよりも規範的な側面を強調した概念なのである。しかし、ここで注目すべきは、ギルバートがルイスの議論をどのように解釈したのかということである。『社会的事実について』 (On Social Facts, 1992, pp. 352-355) において、ギルバートはルイスがコンヴェンションは規範であると主張する議論を丁寧にとり直している。適宜、批判を加えつつもルイスのテキストを素直に読解していると思われる。例えばルイスの推定上の理由について以下のように述べる。

我々の共通意見 (common opinions) に従い、彼らは同調すべきであると、ルイスは述べている。すなわち、他の事情が等しいとき、人は自身の選好と他者の選好に合致することをすべきである、と我々は推定する (Gilbert 1992, p. 353)。

これは我々が確認したように、ルイスの推定上の理由の解釈として問題はないだろう。この推定上の理由をルイスが述べる箇所において、「リーズナブルな仕方で」という語が使用されている。しかし、グアラやギルバートは推定上の理由に着目しながらも、この語に注意を向けてはいない。一方で、盛山やサグデンは「リーズナブルな仕方で」という語に着目した読解を行なっている。だが、ここに挙げた四名とも、ルイスのコンヴェンションの定義とその規範性を導く議論にどこか判然としない印象を抱いている。ゆえに、ルイスの議論において「リーズナブルな仕方で」がいかなる役割を担っているのかを明らかにする必要がある。なぜならグアラやギルバートといった代表的な論者がさしたる意義を見出さなかった語に、盛山

とサグデンは積極的な意義を見出しているからである。積極的な意義とは、「リーズナブルな仕方で」という語がルイスの議論において規範の導出に関わっているということである。

2. 盛山の解釈とその問題点

社会学者の盛山和夫は日本において早い時期からルイスの『コンヴェンション』を批判的に検討した論者として知られる。『制度論の構図』（1995）と『協力の条件』（2021）において、第1節で述べたコンヴェンションは規範であるとするルイスの議論の分析を行なっている。前者ではルイスのコンヴェンションを仔細に検討し、後者では前者における議論が簡明に整理されている。本稿では後者の議論を中心に据え、議論の細部は前者で補うことにする。

ルイスはいかにして「同調的な行為をとらなければならないと人びとは信じている」という命題を引き出しているのか、と盛山は問う。そして、本稿第1節にて引用した条件（6）と（7）及びそれらを補足する議論を以下のようにまとめる。

コンヴェンションが成立しているときには、私が同調することは私自身の選好にかなったことであり、かつまたすべての他者の選好にとつてもかなったことである。他者は私が同調することを「期待」しており、そう期待することは道理的である。私自身の選好にかなない、かつ他者の道理的な[reasonably]期待にもかなう行為をすることは「なすべきこと(ought to)」である」と（盛山 2021, pp. 45-46）。

ルイスにおける同調すべき二つの推定上の理由を上記の引用から取り出してみよう。それらは「私が同調することは私自身の選好にかなったこと」であり、かつ「すべての他者の選好にとつてもかなったこと」である。他者は私が同調することを『期

D. ルイスにおけるコンヴェンションは規範であるのか？

待』しており、そう期待することは道理的である」となる。この二つの推定上の理由から、ルイスは以下の推論を行なっていると、盛山は考える。

この論理は「人は他者の道理的な期待には応じるべきである、と人は信じている」という命題からなっている。つまり、人は「他者の道理的な期待がある」という事実から「他者の道理的な期待には応えなければならない」という規範的命題を導いていることになる（盛山 2021, p. 46）。

ルイスが行なっている推論とは「他者の道理的な期待がある」という事実的命題から「他者の道理的な期待には応えなければならない」という規範的命題を導出するというものだ。盛山は「である」から「べき」を推論することを批判しないが、事実的命題と規範的命題の区別を意識していることから、事実（「である」）から規範（「べき」）を推論することへの懸念がなかったわけではない（盛山 1995, p. 120）。盛山が関心を向けているのは、事実的命題「他者の道理的な期待がある」（強調は引用者による）における「道理的な期待」である。

はじめに盛山は「道理的」という言葉の検討を行う。¹⁰ここで「道理的」という訳が当てられている原語は「reasonable」である（盛山 1995, p. 46）。盛山は、ルイスが「リーズナブルな」に規範的な意味があることを暗に前提し、そこから規範を導いていることを批判している。しかし、どのような根拠に基づいてそのような解釈が可能となるのか。それは以下のように説明される。「reasonable」とは reason 道理があることで、道理があることは規範的に妥当なこと」（盛山 1995, p. 46）である。すなわち「reasonable」は「道理的」であるがゆえに「規範的に妥当」であることを含意するというわけである。確かに盛山が指摘するように「reasonable」には「道理に合った」といったような意味をもつ。しかし盛山の批判が正当なものであるためには、ルイスが「reasonable」に「道理的」という意味を暗に前提としていることに、加えて、その前提から規範

的な含意を引き出していることが示されなくてはならない。けれども「reasonable」の解釈は盛山独自のものである。その論拠を支えているのは盛山の語感なのである。以下ではその内容を吟味することにした。

どのようにして「reason」に「道理」という意味を読み込むことで、「規範的に妥当」であることが導けるのだろうか。それは原義の「reason」の意味をどのように解釈するかに関わっている。盛山はルイスの暗黙の前提を補い彼の議論を再構成する。

Reasonable といえど、どこことなく、道理にかなった、普遍的な根拠のある、という含意がある。そこから、「道理にかなった期待に沿った行動をとるべきだ」という暗黙の論理が作動させられているのである。しかもともとの reason とは、他者における選好ではない。それが道理にかなったものであることは何ら確立されていない。すなわち、ルイスは私的な reason を reasonable と言い換えることによって、すなわち言葉のあやだけで、公共的なものへと転換してしまっているのである（盛山 1995, p. 121）。

これがルイスを批判する盛山の根拠である。「reason」が他者の選好であると述べられているのは、他者ももっている私が同調することへの期待の根拠が、私の同調が彼らの選好にかなっているということの意味している（盛山 1995, p. 121）。つまり、私が同調することが他のメンバーの選好になっていることが、私が同調することを他のメンバーが期待する根拠になっているのである。そして、盛山の批判のポイントは、ルイスが私的な「reason」を「reasonable」と言い換えることで公共的なものへと転換しているという点にある。この論理の飛躍を批判しているのである。しかし、私が指摘しておきたいのは次のことである。ルイスが「リーズナブルな仕方で」という語に規範的意味を前提としているという盛山の判断は、彼の語感だけから導かれたということである。このことだけでは盛山の批判が十分なものであるとはいえない。したがって、ルイス

が「reason」に規範的な意味を読み込むことで、「reasonably」を起点に規範を導いていると断定することはできないのである。では、ルイスの議論においてそれらの語はいかなる意味と役割をもつのだろうか。

3. サグデンの解釈

イギリスの経済学者ロバート・サグデンは、盛山とは異なり「リーズナブルな／リーズナブルな仕方で」を語義に基づかずに解釈している。サグデンはルイスの言葉遣い（wording）が曖昧であるとしながらも、ルイスの議論をどのように解釈すれば「reasonably」だといえるのかという問いを立てる。この問いは、サグデンが相互期待の分析からルイスのコンヴェンションがなぜ規範的な力を獲得するに至ったかを論じる道程において出されたものである。事実、サグデンはルイスのコンヴェンションは利己心（self-interest）と規範に基づく動機づけ（norm-based motivations）の両方によって維持されると考えている（Sugden 2000, p. 107）。

それでは「リーズナブルな仕方で」に関する彼の見解を見ることにしよう。サグデンによると二つの解釈が考えられうる。第一の解釈は以下の通りである。

あなたがxすべきである¹と信じるのに十分な理由を私が持つならば、私の期待はリーズナブルなものである（my expectation is reasonable if I have good reason to believe that you ought to do x）（Sugden 2000, p. 109）。

サグデンは次のような例を挙げる。約束を果たさなければならない状況で、常に約束を守らない人を、我々は不誠実な人だと言うだろう。その人は我々の規範的でリーズナブルな期待を満たさない。言い換えれば、約束を常を守る人は、我々の規

範的でリーズナブルな期待を満たすということである。ある人が約束を守ることができないような理由を持たないとき、その人に対して我々は約束を守るべきだと考える。それは、我々がその人に規範的でリーズナブルな期待を持っているということである。つまり、ある行為者がxすべき十分な理由をもっていると我々が考えるとき、我々の期待はリーズナブルであるといえる。続いて第二の解釈は次のようになる。

あなたは実際にxするだろうと信じるのに十分な理由を私が持つならば、あなたがxという行為を為すだろうという私の期待はリーズナブルなものである。すなわち、私は十分に根拠づけられた経験的な期待を持つ (my expectation that you will perform action x is reasonable if I have good reason to believe that you will *in fact* do x. That is, I have a well-grounded empirical expectation.) (Sugden 2000, p. 110)。

これは、あなたと同じ性質の人々が、あなたの置かれていると同様な状況でxすることを繰り返し観察するということで得られる期待である。サグデンはこの期待のことを「十分に根拠づけられた経験的な期待 (a well-grounded empirical expectation)」(Sugden 2000, p. 110)と呼んでいる。換言すれば、あなたが実際にxするという期待を帰納的に形成するということがある。例えば、あの人はいつも約束を守ってくれるという経験を重ねることで、次もあの人は約束を守ってくれるだろうという期待を形成するということである。

結局のところ、ルイスにおける「リーズナブルな期待」とはどちらの解釈に該当すると、サグデンは考えるのだろうか。彼の解釈によるとルイスの議論は第二の解釈が妥当であるという。なぜなら第一の解釈に基づく、推定上の理由の節はトトロジーになってしまうからである。問題となっている部分の「とりわけ人がそうすることをリーズナブルな仕方で期待するかもしれない場合」という箇所にある「リーズナブルな仕方で期待する」という文言を第一の解釈によって書き換えてみ

る。ルイスのテキストを再掲する。

他の条件が等しいなら、我々は、人は他の人たちの選好に合致することをすべきであると推定するからである。その人が、そうするだろうと、他の人たちが、リーズ、ブルな仕方でも期待するかもしれないときには、とりわけそうである (Lewis 1969, p. 98、強調は引用者による)。

上記の文に第一の解釈を適用すると以下のように書き換えられる。

他の条件が等しいなら、人は他の人の選好に合致することをすべきである。他の人たちが、その人がこのことをすべきだと信じるもつともな理由を持つならば、とりわけそうである (Sugden 2000, p. 110、強調は引用者による)。

敷衍すると、「他の人たちが、人は他の人たちの選好に合致することをすべきだと信じるもつともな理由を持つならば、その人は他者の選好に応じることをすべきである」という帰結を導いてしまう。要するに「為すべき理由があるから、為すべきである」というトートロジーになってしまい有意味ではなくなる。したがって、この部分は第二の解釈によって理解されなければならないことになる。サグデンは提示してはいないが、問題となっている文を第二の解釈で書き換えると次のようになるだろう。

他の条件が等しいなら、人は他の人たちの選好に合致することをすべきである。他の人たちが、その人が実際にこのことをするだろうと信じるもつともな理由を持つならば、とりわけそうである (強調は執筆者による)。

第二の解釈にしたがうと、「他の人たちが、人は実際に他の人たちの選好に合致することをする」と信じる理由から、その人は他の人たちの選好に合致することをすべきである」ということになる。サグデンは「私は経験的に根拠の確かな期待という立場から『リーズナブルな』という語を解釈するだろう」(Sugden 2000, p. 110)と結んでいる。それは第一の解釈を棄却し、第二の解釈が妥当であると結論することである。

我々は盛山とサグデンの解釈を検討してきた。そして、次の結論を導くことができる。それは盛山の解釈よりもサグデンの解釈が妥当であるというものである。というのも、盛山の解釈によれば、ルイスが「reason」に「道理」という意味を読み込むことで規範を導いていると解釈される。しかし、その根拠は盛山独自の「reason」解釈に拠るのであり、ルイスがそうした前提に立ち議論を展開していたと判断する十分な根拠があるとはいえない。

他方で、サグデンはルイスのテキストから「リーズナブルな仕方で」に関する第一の解釈と第二の解釈を提示する。前者がトートロジーになることを導きこれを棄却する。したがって、後者の経験的に根拠の確かな期待という立場からこの語を理解する。この解釈はコンヴェンションの成立する状況からも妥当に思われる。コンヴェンションは、再起的な意思決定の状況における行動の規則性であると定義されていた。プレーヤーは繰り返しプレーを行い、相手の行動を繰り返し観察することで経験的に根拠の確かな期待を形成する。その期待が「リーズナブルな」ものであると信じることは、十分説得的であると考えられる。

4. おわりに——「リーズナブルな」の解釈——

本稿では盛山とサグデンの解釈を比較することで、後者の解釈が妥当であるという結論を得た。サグデンの解釈に従うならば、「リーズナブルな」とは「経験的に根拠の確かな」という意味になる。そうすると、コンヴェンションが規範であると

D. ルイスにおけるコンヴェンションは規範であるのか？

導くことは「他の人たちが、その人が実際にこのことをするだろうと信じるもつともな理由を持つ」ことで可能となる。だがそうすると、ルイスの示す(1)から(7)の条件を満たし、推定上の理由によって、コンヴェンションが規範であると導く理論的側面はどうなるのだろうか。そこで我々は次のように問う。「リーズナブルな」の解釈を一義的に確定させる必要が本にあるのだろうか、と。

第1節の後半において、ルイスの議論に対するグアラとギルバートの解釈を確認した。ギルバートはルイスのコンヴェンションとその規範性(の概念)を認めていないが、「ルイスの理論の支持者は、ルイスの条件が満たされるならば、コンヴェンションに関する『べき』や『すべし』は必ず存在するだろうと、主張するかもしれない」(Gilbert 1992, p. 354)と述べている。また第1章で検討したグアラの解釈も上記のギルバートの引用と概ね同じである。ルイスの提示する条件(6)と(7)および推定上の理由に対する彼らの解釈をまとめると、「自らの選好と他者の選好に合致すべき行為を選択せよ」となる。つまり自身と他者の選好に合致する行為とは、コンヴェンションのことである。すなわち、コンヴェンションに同調すべき理由が存在するのであるから、コンヴェンションは規範であるといえる。これはサグデンがトートロジーであるとして退けた第一の解釈に近いが、ルイスの論理に従うならば自然な解釈といえるのではないか。

そこで我々はサグデンの見解を弱めることで次の主張を行いたい。すなわち、サグデンのいう第一の解釈と第二の解釈の両方を認めるということである。利点としては、ルイスがコンヴェンションは規範であるとする議論がより強固なものになることである。グアラやギルバートによるルイス解釈は、ルイスのコンヴェンションの定義から要請される理論的なものである。他方で、サグデンの解釈は実際にコンヴェンションに同調するプレーヤーから要請される経験的なものである。これらを合わせることで、理論的・経験的にもルイスのコンヴェンションは規範であるという主張を導くことができる。しかし、両方の解釈を認めることで、「リーズナブルな」の意味がひとつに定まらない。そうするとこれまで盛山とサグデンの議論を検討してきたことは無駄足だったのだろうか。いやそうではない。我々は両者を比較することで「リーズナブルな」の意味

は、理論的・経験的の両義的なものであるという結論を得たのである。つまり、これらの検討により理論的な意味と経験的な意味を含む語であるということが理解されたのである。

参考文献

- Bicchieri, C. (2006). *The Grammar of Society: The Nature and Dynamics of Social Norms*, Cambridge, Cambridge University Press.
- 倉田剛『日常世界を哲学する：存在論からのアプローチ』、光文社新書、2019年
- Gibert, M. (1992). *On Social Facts*, Princeton, Princeton University Press.
- (1996). *Living Together: Rationality, Sociality, and Obligation*, Lanham, MD, Rowman & Little field Publishers.
- (2008). "Social convention revisited", *Topoi*, 27, 5-16.
- Guala, F. (2013). "The Normativity of Lewis Conventions", *Synthese*, 190, pp. 3107-3122
- (2016). *Understanding Institutions: The Science and Philosophy of Living Together*, Princeton, Princeton University Press. (トビン・チェスロ・グアラ『制度とは何か——社会科学のための制度論』、瀧澤弘和監訳・水野孝之訳、慶應義塾大学出版会、2018年)
- Lewis, D. (2002). *Convention: A Philosophical Study*, MA, Blackwell. (First published: Harvard University Press, 1969D) (デイヴィッド・ルイス『コンヴェンション：哲学的研究』、瀧澤弘和訳、慶應義塾大学出版会、2021年)
- (1975). "Languages and Language", in K. Gunderson (ed.), *Language, Mind and Knowledge*, Minneapolis: University of Minnesota Press, pp. 3-35
- Milikan, R. G. (2005). *Language: A Biological Model*, New York, Oxford University Press.
- 盛山和夫『制度論の構図』、創文社、1995年
- 『協力の条件——ゲーム理論とゲームに考えるジレンマの構図——』、有斐閣、2021年
- O'Connor, C. (2019). *The Origins of Unfairness: Social Categories and Cultural Evolution*, New York, Oxford University Press. (メイリン・オコ

D. ルイスにおけるコンヴェンションは規範であるのか？

ナー』『不平等の進化的起源：性差と差別の進化ゲーム』、中西大輔監訳、大月書店、2021年）

Sugden, R. (2000). "The Motivating Power of Expectations", J. Nida-Rümelin and W. Spohn, eds. *Rationality, Rules and Structure*, pp. 103-129
——— (2005). *The Economics of Rights, Co-operation and Welfare*, New York, Macmillan. (First published: Blackwell) (ロバート・サグデン『慣習と秩序の経済学：進化ゲーム理論アプローチ』、友野典男訳、日本評論社、2008年)

瀧澤弘和 (2020) 「ルイス『コンヴェンション』を制度論から読み直す——前半部の議論を中心として——」、『経済研究所 Discussion Paper』、第329巻、pp. 1-27

Ullmann - Margalit, E. (1977), *The Emergence of Norm*, Oxford, Oxford University Press.

註

- (1) 本稿は、九州大学哲学会 (2023年9月24日) における発表原稿「D・ルイスはいかにしてコンヴェンションは規範であると主張するのか？」を下敷きに書かれた。発表に際しては、幾人かの方に有益なコメントを頂いた。この場を借りて感謝申し上げたい。
- (2) convention は「会議」、「合意」、「規約」、「慣習」といった様々な意味がある。そのため文脈によって適切な訳語の選定がなされてきた。本稿では、2021年にルイスの「コンヴェンション」を翻訳したゲーム理論家の瀧澤弘和に倣い「コンヴェンション」で訳語を統一することにした。瀧澤は「convention」を「コンヴェンション」と訳出した理由を次のように述べている。ルイスが、コンヴェンションという語が内包している「合意」、「規約」、「行動における規則性」といった概念的な要素を適切に位置付けながらも、それらすべてを包括し、独自のコンヴェンション概念を提示することをテキスト前半部の中心に据えているためだとしている (瀧澤 2021, pp. 298-299)。また「コンヴェンション」からの訳出に際し瀧澤の訳を適宜参照した。
- (3) 既存の翻訳では「正当な (reasonable) / 正当に (reasonably)」 (瀧澤 2020, 2021 pp. 128-130) とある。また、ゲアラ (2018 p. 42) におけるルイスの引用の翻訳は「妥当な仕方で (reasonably)」となっている。しかし、それらの翻訳を採用することでなんらかの解釈を持ち込んでしまうことは避けられない。そのため本稿では「リーズナブルな / リーズナブルな仕方で」と訳出を行った。

(4) 制度とは一体何であるのかを探索する立場は大きく分けて2つある。ひとつは、制度はルールであるとする立場である。すなわち、制度を社会的相互作用に携わる諸個人の行為を誘導するルールとみなすということである。もうひとつは、制度はゲームの均衡であるとする立場である。こちらはコーディネーション・ゲームの均衡が制度であるとする立場である。ゲーラは両者を統合する理論として相関装置を用いた理論を提唱している (Guala 2016)。

(5) 道路のどちら側を走行するか(交通規則)は法律で定められている場合がある。よって、交通規則はコンヴェンションではない、という批判があるかもしれない。これは制度をルールとして解釈した場合に導かれる結論である。しかし、制度をゲームの均衡であると解釈した場合、交通規則はコーディネーション・ゲームの均衡、すなわち、コンヴェンションであると解釈されることになる。

(6) ルイスは「2人かそれ以上の行為者による相互依存的な意志決定の状況であり、利害の一致が支配的であり、2つまたはそれ以上のプロパー・コーディネーション均衡 (proper coordination equilibria) が存在する状況」(Lewis 1969, p. 24) としている。ルイスは正確にプロパー・コーディネーション均衡を定義していない。例えばイスラエルの哲学者エドゥナ・ウルマン＝マルガリートによると、「任意の行為者が一人異なる行為をしたとしたら、少なくとも一人の行為者がより悪くなるようなコーディネーション均衡」(Ullmann - Margalit 1997, p. 81) だという。つまり、ひとりだけコーディネーション均衡とは異なる行為を選択することにより、他の誰かの利得が減少するような均衡のことである。瀧澤 (2020) は、プロパー・コーディネーション均衡のこうした性質が、ルイスのコンヴェンションから規範を導くために重要な役割を果たしているのではないかと指摘している。

(7) 瀧澤 (2020, p. 21) を参照せよ。

(8) コンヴェンション (慣習) が創発し、その広まりとともに不平等がいかにして生じるのかを進化ゲーム理論を用いて論じたケイリン・オコナーの見解に従うならば、「ほぼ間違いなく、ヒトのコンヴェンションのほとんどは、ある種の規範的な力を獲得しており、従来の研究者たちは、これはつねに、(always) そうであると主張してきた」(O'Connor 2019, p. 24) のである。他方で、動物からバクテリアまでの含む低く中レベルの合理性を持つ行為者まで範囲を拡大するならば、規範を持たないコンヴェンションも存在する。オコナーは規範性を伴わないコンヴェンション、すなわち単なる行動の規則性から規範性を伴うコンヴェンションという連続性においてコンヴェンションを理解している (O'Connor 2019, pp. 22-26)。仮にルイスのコンヴェンションが規範的な

D. ルイスにおけるコンヴェンションは規範であるのか？

力を有していると理解されているにせよ、その規範的な力がいかにして獲得されたかについて論じることには無意味ではないだろう。規範性を持たないコンヴェンションの例としてミリカンのコンヴェンション概念がある。ミリカンはルイスのコンヴェンションは複雑であるとし、より原始的なコンヴェンション (rudimentary convention) を自然的慣習 (natural conventionality) という概念によって提示する。それは大きく2つの特徴をもつ。第一に再生産されるパターンから構成されること、第二にパターンが繁茂するという事実は、特定の機能を発揮する能力が本来的に優れているというよりも、先例にいくぶん重きが置かれているためである (Milikan 2005, p. 2)。

- (9) グアラ自身は実験を用いて、ルイス的な意味でのコンヴェンションが規範的な力を獲得することが容易であることを示している。
- (10) 盛山が問題にしているルイスのテキストに関して付言しておく、*「reasonable」*あるいは*「reasonably」*の使用はそれぞれ一度だけである (Lewis 1969, pp. 97-100)。さらに盛山が*「reasonable」*の解釈を行なっている部分の原語で使用されているのは、*「reasonably」*であつて*「reasonable」*ではない。*「reasonable」*が登場するのはコンヴェンションが規範であることが示され、それが社会的に執行される規範でもあることを示す議論においてである。むしろ盛山が取り上げた語が形容詞か副詞かの違いによって、彼の解釈が損なわれるわけではない。だが、なぜルイスのテキストで使用されていない*「reasonable」*を論じたのかについて説明はない。

- (11) 原文は以下の通りである。

“we presume, other things being equal, that one ought to do what answers to others’ preferences, especially when they may reasonably expect one to do so”

- (12) 原文は以下の通りである。

“Other things being equal, one ought to do what answer to other people’s preferences, especially if they have good reason to believe one ought to this”

本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2136 の支援を受けたものです。

(九州大学大学院・博士後期課程)